

昭和六〇年(ワ)第三〇八一號

原 告 ローレンス・レペタ

被 告 国

昭和六一年一二月一八日

被 告 指定代理 人

芝 田 俊

吉 村 剛



東京地方裁判所民事第五部 御 中

準 備 書 面 (四)

東京法務局

被告は、原告の昭和六一年一一月二九日付け準備書面の主張に対し、以下のことおり反論する。

一 傍聴人の権利とは、裁判の傍聴を希望する者が法廷の物理的設備の許す限度において自由に法廷に入りして自ら直接法廷で行われている手続を見聞することができることをいうのであって、それ以上に法廷においてメモをとる権利まで含むものでないことは、被告の準備書面(一)及び(二)で述べたとおりである。

二 本件メモ不許可の措置が憲法一四条に違反しないことは、被告の準備書面(二)で述べたとおりである。

三 裁判官の不法行為を理由とする国賠法一条一項の請求に関して、違法性を限定的に解する最高裁昭和五七年三月一二日判決が本件のようない

わゆる法廷警察権の行使の場合にも適用されることは、被告の準備書面(二)で述べたとおりである。

なお、前記のとおり、傍聴人にはメモをとる権利は認められていないのであり、これを許すか否かについては本来裁判長の自由な裁量に委ねられているのであるから、一般傍聴人である原告に対してメモを許さなかつた行為は、一般裁判官の職務行為を基準としてみても、何ら違法となるものではない。